

岐阜県私立大学地方創生推進事業実施要領

第1 趣旨

地域活性化、県内企業等への就職・定着、地方創生のいずれかに取り組む県内の私立大学及び私立短期大学（以下「私立大学等」という。）を支援することで、本県の人口減少の要因の一つである県内の大学生等の就職を機とした県外転出に歯止めをかけ、県内定着を図ることを目的に、岐阜県私立大学地方創生推進事業（以下「本事業」という。）を実施するものである。

第2 事業の実施

本事業の実施については、岐阜県私立大学地方創生推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 対象となる事業

本事業は、私立大学等が実施する以下に掲げる新規又は拡充事業を対象とする。ただし、国が実施する地方大学・地域産業創生交付金に申請していない事業に限る。

（1）地域貢献促進事業

- ・地域課題（地域おこし、空き家対策、スポーツ振興、環境問題など分野は問わない）の解決に向けた調査・研究

（2）大学生等の県内就職促進事業

- ・県内企業への就職を促進する支援策（企業体験・マッチング機会や保護者向け施策など）の充実・拡充

（3）地域人材の育成事業

- ・地域産業や地域社会を担う地域人材の育成カリキュラム（キャリア教育、長期インターンシップ、リカレント教育など）の開発・実践

第4 事業の実施期間

事業の実施期間は原則として単年度とする。ただし、事業内容により単年度では実施が困難な場合は、あらかじめ実施期間を複数年度（最長2年度まで）として事業を計画することも可とする。

第5 事業の補助期間

本事業の補助期間は単年度とする。なお、複数年度で実施する事業への補助は、各年度ごとに事業を審査の上、選定された場合に当該年度分を補助するものとする。

第6 事業の応募

- 1 事業の応募は、以下の書類を提出して行う。
 - (1) 応募申請書（別紙様式1）
 - (2) 事業計画書（別紙様式2）
 - (3) 積算内訳書（別紙様式3）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 応募事業は、1校につき1事業に限る。
- 3 複数年度で実施する事業の場合、各年度ごとに事業の応募をするものとする。
- 4 応募申請書等は、岐阜県環境生活部私学振興・青少年課に提出するものとする。
- 5 事業の応募の時期は、別に定める。

第7 事業の審査

- 1 応募申請書等の審査は、別に定める岐阜県私立大学地方創生推進事業審査要領により行う。
- 2 知事は、前項の審査による選定結果を、応募した者に通知するものとする。

第8 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱第4条の交付申請書の添付書類は以下のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（別紙様式2）
 - (2) 積算内訳書（別紙様式3）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

第9 補助金の事業変更承認申請

- 1 補助金の事業変更承認申請は要綱第5条第4項の規定により行う。
- 2 要綱第5条第4項の事業変更承認申請の添付書類は以下のとおりとする。
 - (1) 変更後の事業計画書（別紙様式2）
 - (2) 変更後の積算内訳書（別紙様式3）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

第10 補助金の実績報告

- 1 補助金の実績報告は要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱第8条の実績報告書の添付書類は以下のとおりとする。
 - (1) 事業報告書（別紙様式4）
 - (2) 支出内訳書（別紙様式5）
 - (3) 事業の実施が確認できる写真や書類等

- (4) 支出証拠書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

第11 その他

- 1 知事は、事業の実施に当たり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、業務推進上必要と認める時は、事業主体に対して報告を求めることができる。
- 3 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。